

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条の規定によって、文書等の管理に係る監査を実施したので、同条第九項の規定によって、別冊のとおり公表する。

平成二十三年三月十六日

広島県監査委員

富永健三

同 川上征矢

同 高橋義則

同 加賀美和正